

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号、

平成 29 年（ワ）第 85 号、令和元年（ワ）第 274 号 損害賠償請求事件

原告 菅野 清一 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（291）

本件事故前後の川俣町（山木屋地区）の状況について

令和 2 年 8 月 27 日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

同

同

同

同

同

被告訴訟復代理人 弁護士

同

田 中 清

小 谷 健 太 郎

川 見 唯 史

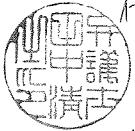
棚 村 友 博

田 中 秀 幸

青 木 翔 太 郎

三 森 健 司

堀 口 拓 也



本件訴訟の原告らのうち本件事故時点の居住地が川俣町山木屋地区にあった原告については、近く結審を控えていることから、本書面においては、川俣町ないし川俣町山木屋地区の本件事故前後の状況について述べる。

第1 はじめに

本件訴訟において原告らは、本件事故により原告らの平穏生活権等が侵害されたとして、慰謝料（避難慰謝料、故郷喪失慰謝料）及び財物損害（家財、一部の原告らにつき居住用不動産）の賠償を求めている。

この点、損害は不法行為前後の事実状態の「差」を金銭評価したものであるところ、元の居住地における平穏な生活が侵害されたとして慰謝料の請求がなされている本件においては、本件事故により生じた損害の認定にあたっては、本件事故以前における元の居住地及びその周辺地域の客観的状況・長期的な推移等を勘案し、そのような本件事故以前の状態と本件事故後の状態との「差」が検討される必要がある。

また、帰還ができる客観的状況にあるにも関わらず、避難指示解除後も（他所への移住等に伴い）帰還しない判断がなされた場合、そのような判断に起因する精神的苦痛等は本件事故による損害とは評価されない。

以上を踏まえ、本書においては、まずは本件事故以前の川俣町（山木屋地区）の状況を明らかにし、その上で本件事故後の状況について論じ、本件事故前後の「差」の観点からは被告の公表賠償基準に基づく慰謝料額を超える精神的損害が認められ得ないことを述べる。

第2 本件事故前の川俣町ないし川俣町山木屋地区の客観的状況

1 山木屋地区の地理的位置について

川俣町山木屋地区は、川俣町役場等が置かれている川俣町の中心部（市街地）から南側へ向かった山間部方面に位置する。

川俣町の主要道路としては、国道114号が川俣町の中心部と山木屋地区とを南北につないでおり、川俣町役場から山木屋小学校までの道のりは約12.5キロメートル、車での移動の場合の所要時間は約20分である（乙B164）。



（東北農政局「震災復興室だより（14）」平成29年2月28日より）

2 川俣町の産業について

川俣町の主要な産業は米作を中心とする農業であり、ほかに林業、工業、商業等が産業として挙げられる（乙B165〔川俣町過疎地域自立促進計画〕18頁以下）。

このうち山木屋地区については、地区内の350世帯のほとんどが農業に従事し、そのうち約2割が専業農家であるとされている（原告ら「準備書面（175）」6頁）。

（1）農業における長期的な環境変化について

川俣町の中心的な産業であるとされる農業の現況と問題点に関し、川俣町過疎地域自立促進計画は以下のとおり記している（乙B165〔川俣町過疎地域自立促進計画〕18～19頁）。

「本町（注：川俣町）の農業は米作が中心で、標高の高い地域では葉タバコや畜産、花卉などが中心となっているが、農家総数は昭和40年以来平成22年度まで約7割弱減少し、特に専業農家は約6割、第一種兼業農家は約9割と大幅に減少している。これは、農産物需給の不均衡や農産物輸入の自由化などによる経営環境の悪化による、労働力の他産業への流出増加にともなうものである。」（下線部は被告訴訟代理人らによる。）

以上は川俣町全体に関する記述であり、山木屋地区に限った具体的な農家数の推移は不明であるが、山木屋地区も町全体と同様に農家の数が長期的にみて減少傾向にあったものと考えられる。

この点、本件訴訟においても、原告番号126-1が本人尋問において、本件事故以前の山木屋地区住民の農業離れについて以下のとおり述べている（原告番号126-1本人調書・43～44頁）。

問：端的に、過疎化が進んだとか、そういうことでしょうか。

答：あとは、生活様式の変化でしょう。農業に従事する人が極端に少なくなっています…

問：そういう職業形態の変化というか、農業からサラリーマンとか、そういうものが顕著に表れるようになった時期というのは、あなたの認識で結構なんですけれども、大体いつ頃なのか…

答：平成も、ここ20年前、多分、我々は農家の長男っていうのは、農家を継がなくちゃならないっていう使命感がありました。そして、私たちの子供たちは、不安定な農業やらせるよりも安定したサラリーマンの方がいいということで、どんどん農家離れが進んでおりました。

問：平成の一桁あたりの頃から、既に田舎文化っていうのは衰退とうか、だんだん承継されにくくなっていたということですか。

答：はい、そのとおりです。

また、原告番号 84-1 は本人尋問において以下のとおり述べている
(原告番号 84-1 本人調書・20頁)。

問：その後、平成に入ってから、山木屋の農業っていうのはどういう
ふうな状況になりましたか。

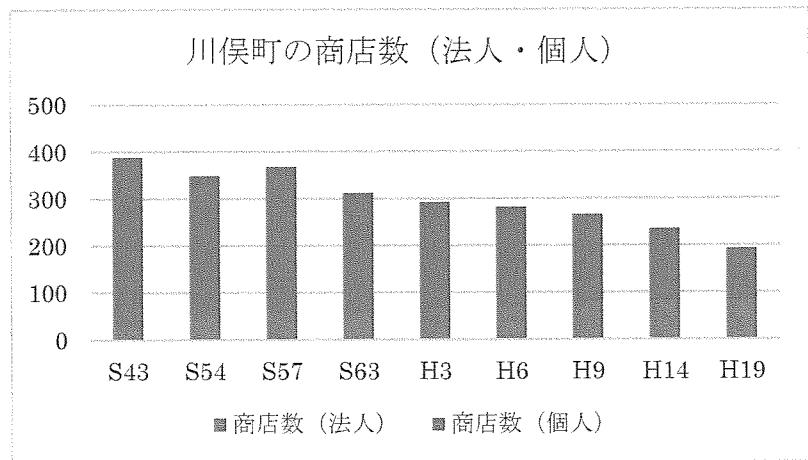
答：平成に入ってから、農作物の価格が上昇しないっていう、売りづ
らくなって、なかなか生産する人が少なくなり、若い世代も外に
勤めるようになりました。

(2) 商業（小売業）における長期的な環境変化について

次に、日常生活の利便性を検討するにあたって重要な要素である商業
(小売業) の状況についてみると、川俣町全体の小売業の店舗数（商店
数）は、昭和 43 年から平成 19 年までの期間において以下のとおり推移
している（出典：乙 B 165 [川俣町過疎地域自立促進計画] 23 頁）。

昭和 43 年以降、同 57 年にいったん増加に転じたものの、以後は明確
な減少傾向を示しており、平成 19 年時点での商店数（法人・個人合計）
は昭和 57 年時点の約半分となっている。

	S43	S54	S57	S63	H3	H6	H9	H14	H19
商店数（法人）	27	51	60	59	66	72	83	86	87
商店数（個人）	362	299	309	254	227	210	183	150	107



なお、川俣町のうち山木屋地区に限った商店数の推移を示す統計資料は見当たらない。

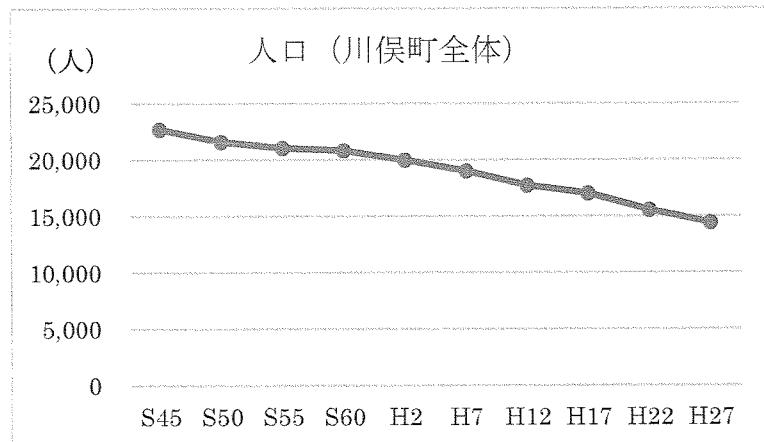
3 過疎化および高齢化について

川俣町の人口の長期的推移については、川俣町が同町過疎地域自立促進計画（乙B165〔川俣町過疎地域自立促進計画〕）3頁において記すように、「達南地域の中核都市として発展してきた本町は、昭和30年代後半から40年代前半にかけての高度経済成長及び、近年の産業構造の変化や、車社会の進展等により、人口の減少に歯止めがかからず、昭和35年に25,983人であった人口は減少を続け、平成7年の国勢調査では19,043人と2万人代を割るに至った。平成12年の国勢調査の結果、人口は17,751人にまで減少し、昭和35年の人口に対する減少率は31.7%となった。平成22年の国勢調査では15,569人、昭和35年の人口と平成22年の人口による人口減少率は40.1%」という状況にあった。（下線部は被告訴訟代理人らによる。）

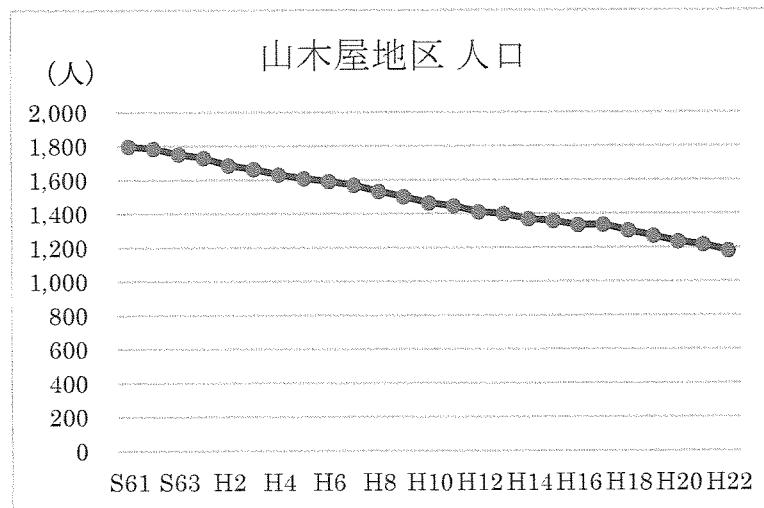
この点、統計資料によると、昭和45年から平成27年までにおける川俣町全体の人口の推移は、以下の表及びグラフが示すとおりとなっている（出典：乙B166〔川俣町 町勢要覧 統計資料編（令和元年度版）〕3頁「人口指標」）。

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
人口（川俣町全体）	22,747	21,644	21,099	20,864	20,001	19,043	17,751	17,034	15,569	14,452

(単位：人)



また、川俣町のうち山木屋地区に限った人口の推移は以下表及びグラフが示すとおりとなっている（乙B181 [川俣町統計書平成28年版「2. 人口」]）



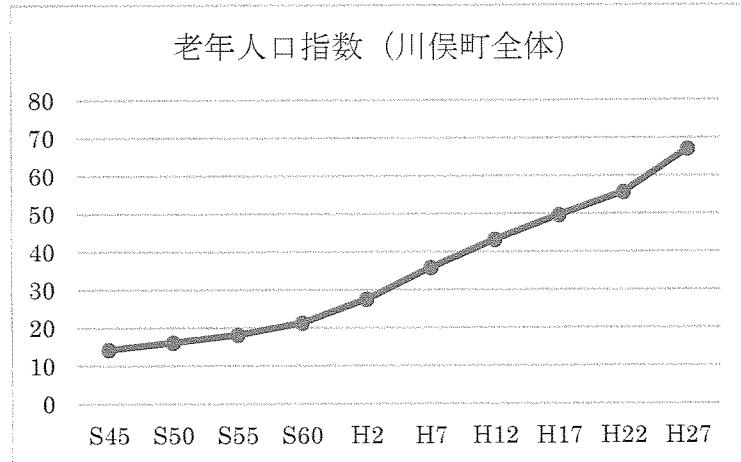
加えて、高齢化に関しては、「年齢別的人口推移では、昭和40年から平成22年までの45年間を比較すると、人口が24,741人から15,569人へと

9,172人(37.0%)減少し、そのうち年少人口(0~14歳)は7,613人から1,761人へと5,852人(76.9%)減少している。一方、高齢者人口(65歳以上)は1,992人から4,941人へと2,949人(148.0%)増加するとともに、高齢化率も8.1%から31.7%へと増加している」という状況にあった(乙B165〔川俣町過疎地域自立促進計画〕3頁以下)(下線部は被告訴訟代理人による。)。

この点、統計資料によると、昭和45年から平成27年までにおける川俣町全体の老人人口指数¹の推移は、以下の表及びグラフが示すとおりとなっている(出典:乙B166号証〔川俣町勢要覧 統計資料編(令和元年度版)〕3頁)。

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
老人人口指数(川俣町全体)	14.39	16.25	18.25	21.36	27.67	35.95	43.32	49.78	55.75	67.13

(単位:人)



以上のような人口の推移及び老人人口指数の推移は、山木屋地区を含む川俣町全体の状況を示すものであり、山木屋地区に限った人口及び老人人口指

¹ 老年人口指数=〔65歳以上人口〕／〔15～64歳人口〕×100

数の推移を示す同種の統計は見当たらないが、人口減少や高齢化率の上昇は都市部よりも農村においてより顕著であるとの一般論（乙B167（農林水産省ウェブページ内「農村における人口減少」）に照らすと、山木屋地区においては少なくとも川俣町全体の傾向と同等あるいはそれ以上の人ロ減少や高齢化が生じていたものと推測される。

なお、川俣町は、平成14年、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく「過疎地域」の指定を受けている（乙B165〔川俣町過疎地域自立促進計画〕2～3頁）。

第3 本件事故後の客観的状況

1 避難指示の指定及び解除

本件事故後、川俣町山木屋地区は居住制限区域または避難指示解除準備区域に指定されたが、平成29年3月31日をもってこれらの区域指定が解除された。

区域の解除にあたっては、以下の条件をいずれも充足することが求められている（乙B168）。

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト（mSv）以下となることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

川俣町山木屋地区についても、これらの条件を確認の上で平成29年3月31日をもって区域指定が解除されている。

2 空間放射線量の推移

川俣町山木屋地区における空間線量率の測定結果は、以下のとおり推移している（乙B169の1～21。単位はマイクロシーベルト／時、測定高は100センチメートル。なお、測定結果欄につき、グレー網掛け部分は区域指定解除前、網掛けなし・二重枠線内は区域指定解除後の測定結果を示す。）²。

日時	田代・羽附境	行合道交差点	山木屋水境(バス回転場)	山木屋小学校	山木屋中学校
平成23年4月5日	2.82	3.64	10.70	5.43	5.98
平成23年10月1日	1.61	1.95	5.85	3.12	3.14
平成24年4月1日	1.31	1.43	3.89	2.42	2.02
平成24年10月1日	1.15	1.32	3.86	0.34	0.46
平成25年4月1日	0.95	1.19	3.42	0.34	0.42
平成25年10月1日	0.77	0.91	2.49	0.28	0.34
平成26年4月1日	0.73	0.88	2.22	0.19	0.25
平成26年10月5日	0.348	0.991	1.525	0.277	0.238
平成27年4月1日	0.306	0.912	1.283	0.254	0.186
平成27年10月1日	0.247	0.628	1.135	0.214	0.169
平成28年4月1日	0.246	0.578	0.998	0.229	0.165
平成28年10月1日	0.218	0.488	0.907	0.197	0.154
平成29年4月1日	0.178	0.439	0.769	0.183	0.170
平成29年10月1日	0.191	0.422	0.766	0.159	0.157
平成30年4月1日	0.174	0.412	0.738	0.149 ³	0.151 ⁴

² 川俣町ウェブサイト内「震災・原子力災害関連情報」の「町内環境放射線量測定結果」より採録(<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/sinsai-saigai/tyounaihousvasennryougojuusanenkasyo.html>)

³ 山木屋小学校所在地では、平成30年4月1日より小中一貫教育校「山木屋小中学校」が開校したため、平成30年4月1日以降は「山木屋小学校・中学校」と記載されている。

⁴ 前掲注記4の事実に従い、平成30年4月1日以降は「山木屋中学校跡地」と記載されている。

日時	田代・ 羽附境	行合道 交差点	山木屋水 境(バス回 転場)	山木屋 小学校	山木屋 中学校
平成 30 年 10 月 1 日	0.163	0.366	0.660	0.133	0.159
平成 31 年 4 月 1 日	0.166	0.388	0.614	0.128	0.137
令和元年 10 月 1 日	0.167	一時撤去中 ⁵		0.125	0.142
令和 2 年 4 月 1 日	0.150	一時撤去中		0.119	0.136
令和 2 年 8 月 25 日	0.153	一時撤去中		0.118	0.128

なお、追加被ばく線量年間 20 ミリシーベルトを 1 時間当たりの空間線量率に換算すると 3.84 マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間 100 ミリシーベルトを 1 時間当たりの空間線量率に換算すると 19.04 マイクロシーベルト／時となる。

上述のとおり、区域指定の解除の条件の 1 つとして、空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが求められているところ、上記の各測定地点における測定結果をみると、【山木屋水境（バス回転場）】を除く全地点において、3.84 マイクロシーベルト／時を超える状況が確認されたのは平成 23 年 4 月 5 日の測定時点のみであって、同年 5 月以降にはこれを下回るに至っており、以後も時間の経過に伴ってさらに低減していることが確認される。また、【山木屋水境（バス回転場）】に関しても、3.84 マイクロシーベルト／時を超える状況は概ね平成 24 年までとなっており、以後は順次低減し、平成 28 年 10 月 1 日時点で 0.90 マイクロシーベルト／時、区域の指定が解除された直後の同 29 年 4 月 1 日時点で 0.76 マイクロシーベルト／時にまで低減している。

このように、避難指示の解除後に山木屋地区での生活を送るにあたって、放射線による健康影響を懸念しなければならない状況にはないと認められる。

⁵ 道路拡張工事のため令和元年 9 月 28 日に一時撤去され、工事終了後に再設置する予定であるとされている。なお、記録の残っている直近の時点（令和元年 9 月 28 日時点）における両地点の測定数値は、行合道交差点が 0.278、山木屋水境が 0.602 である。

3 健康調査の結果

(1) ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査

福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

川俣町については、平成31年3月までの累計で2543人（男性998人、女性1545人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙B170「ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（平成31年3月までの累計）⁶⁾）。また、平成23年6月27日から同年8月31日まで先行実施された検査では、山木屋の住民213人（男性113人、女性100人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙B172「ホールボディーカウンターによる内部被ばくの検査の実施状況について」）。

(2) 外部被ばく線量推計結果

同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期。推計期間は平成23年3月11日から同年7月11日。）の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった川俣町民3657人について、1ミリシーベルト未満が639人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が2750人、2ミリシーベルト以上3ミリシーベルト未満が185人、3ミリシーベ

⁶⁾ 福島県が公表しているホールボディーカウンターによる内部被ばく検査の実施状況では、平成31年3月までの累計分を最後に累計の数値が示されていない。ただし、乙B171号証の1及び同2において示すとおり、ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査の結果は毎月公表されている。例えば、本書面提出時点で公表されている最新の情報（令和2年6月分の結果）を見ると、22名が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、そもそも、山木屋地区を含む川俣町の住民で検査を受けた者もいない状況である。

ルト以上4ミリシーベルト未満が56人、4ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満が17人となっており、これらが同町の全調査対象者の99.7%を占める（乙B121「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-7別添資料4）。

疫学調査により100ミリシーベルト以下の明らかな健康への影響は確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙B121「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-3）。

4 除染計画の策定および除染の実施状況

（1）山木屋地区の除染の完了

川俣町のうち、山木屋地区については国が直轄で除染を実施する除染特別地域とされた。

除染特別地域に関しては、環境省が特別地域内除染実施計画に基づいて除染を実施することとされ、平成29年3月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が完了している。このうち川俣町内の除染特別地域（山木屋地区）については、平成25年3月に面的除染が開始され、同27年12月に完了している（乙B173、乙B174）。

（2）山木屋地区以外の川俣町内の除染の完了

なお、川俣町のうち、国が直轄で除染を実施することとされた山木屋地区を除くエリアについては、川俣町が主体となって除染を実施することとされ、川俣町が平成23年12月に除染実施計画の第1版を策定し、以後、平成24年3月に第2版、平成24年9月に第3版、平成28年3月に第4版、平成29年3月に第5版をそれぞれ策定した。川俣町による除染作業は、平成24年度に開始され、同29年6月30日をもって面的除染が完了

した（以上、乙B175〔川俣町放射性物質除染実施計画＜第5版＞〕、乙B176〔川俣町ホームページ「除染の進ちょく状況お知らせ」〕）。

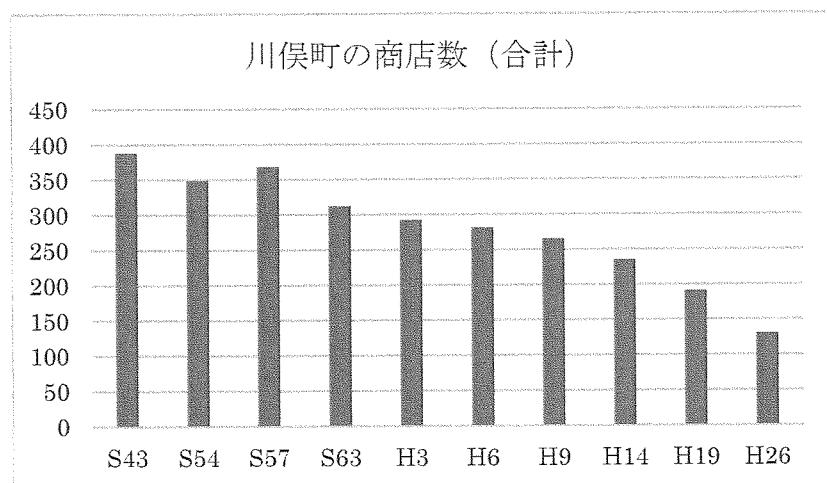
5 生活基盤の復興の状況

以下においては、生活基盤として重要な商業（小売業）及び医療機関の再開状況について述べる。

（1）商業（小売業）の状況

統計資料によると、川俣町全体の小売業の店舗数（商店数）は、昭和43年から平成19年までの期間において以下のとおり推移している（出典：乙B165号証〔川俣町過疎地域自立促進計画〕23頁）。本件事故後の平成26年時点の商店数は131であり、これは昭和57年以降における長期的な減少傾向の延長にあるものと把握される範囲の減少であると考えられる。

	S43	S54	S57	S63	H3	H6	H9	H14	H19	H26
川俣町の商店数（合計）	389	350	369	313	293	282	266	236	194	131



かかる統計は川俣町全体に関するものであるが、上記「第2」1で述べたとおりの山木屋地区と川俣町中心部の市街地との位置関係・距離に鑑みる

と、本件事故以前において川俣町中心部の市街地に所在する商店（小売店）を利用していた山木屋地区住民も相当程度あったと推測される。この点については、現に原告番号91-2が本人尋問において以下のとおり述べている（原告番号91-2尋問調書・41頁）。

問：山木屋で生活をされていたときには、買物とかされると思うんですけども、やはり114号線を通って、川俣町の中心部に買物でよく行くことはあったんですかね。

答：はい。

以上を踏まえると、山木屋地区における生活との関係において、本件事故に起因して日用品の購入等に支障が生じたものとは認められない。

なお、仮に、本件事故以前においては主として山木屋地区に所在する店舗から日用品等を調達している住民があり、かつ当該店舗が本件事故後に閉店したという事情が仮にあったとしても、ある時点において営業されていた店舗が将来も営業を継続することに対する期待は法的に保護されるものとはいえない。とくに、本件事故以前からの長期的な傾向として、過疎化等の要因によるとみられる商店（小売店）数の減少が川俣町全体に生じていたとの上述の事実を踏まえると、本件事故の有無にかかわらず生活圏内の商店（小売店）が閉店するという事象は起こり得たものであって、そのような変化によって生活上の不便が生じ、あるいは自らが帰還するか否かの判断が事実上の影響を受けたとしても、これらの事情による精神的苦痛は本件事故による損害であると評価し得ないことに留意されるべきである。

(2) 医療機関の再開状況

本件事故時点において、山木屋地区に存した医療機関は「川俣町国民健康保険山木屋診療所」の1箇所であるところ、当該診療所は、平成27年度に改修工事を完了し、山木屋地区の避難指示解除（平成29年3月31日）に先立ち、平成28年10月に診療を再開している（乙B177、乙B178 [避難地域等医療復興計画] 6、7頁）。

なお、川俣町の中心部には、内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、皮膚科の診療を行う総合病院である「済生会川俣病院」を含め（乙B179）複数の病院・医院及び薬局がある（乙B180）。

<一般診療系>

施設名	所在	分類
川俣町国民健康保険山木屋診療所	川俣町山木屋字大清水2	内科
医療法人 小寺医院	川俣町字瓦町30	内科、小児科、産婦人科、眼科
鈴木内科医院	川俣町字新中町21-3	内科
医療法人慈心会村上医院	川俣町本町44-1	内科、精神科
むとうこどもクリニック	川俣町字瓦町31	小児科
十二社クリニック	川俣町大字羽田字十二社5-1	内科、小児科
あんざい整形外科クリニック	川俣町鶴沢字川端28	外科
佐藤医院	川俣町字五百田20-9	内科、耳鼻咽喉科
済生会春日診療所	川俣町字五百田20-1	内科、外科
済生会川俣病院	川俣町大字鶴沢字川端2-4	内科、循環器科、リウマチ科、糖尿病科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、泌尿器科

<歯科>

施設名	所在
笛歯科医院	川俣町字瓦町76
加藤歯科医院	川俣町字新中町28
安田歯科医院	川俣町字中丁2
シルク歯科医院	川俣町鶴沢字芦ヶ作10-2
相原歯科医院	川俣町字瓦町62
藤川歯科医院	川俣町字大内6-14
みやび歯科・小児歯科	川俣町大字鶴沢字西ノ内28

<薬局>

施設名	所在
有限会社石井薬局	川俣町字中丁48
有限会社けんこう薬局	川俣町大字鶴沢字京田38-1
さくら調剤薬局	川俣町大字鶴沢字川端30-19
コスモ調剤薬局 瓦町店	川俣町瓦町49-1
コスモ調剤薬局 五百田店	川俣町五百田20-17
アイル薬局 川俣店	川俣町字本町41-8
きりふや薬局	川俣町字鉄炮町76

上記「第2」1で述べたとおりの山木屋地区と川俣町中心部の市街地との位置関係・距離に鑑みると、本件事故以前において川俣町中心部の市街地に所在する医療機関を利用していた山木屋地区住民も相当程度あったと推測される。この点、本件事故以前の山木屋地区における医療体制について、原告

番号 180-2 は本人尋問の中で以下のとおり述べている（原告番号 180-2 本人調書・3 頁）。

問：山木屋診療所というところの存在を確認していただきましたけれども、山木屋の診療所は、この地域の言ってみれば医療機関として十分な機能を果たしてたんでしょうか。

答：その点は、私がどうこう言うのも何なんですが、週の間 3 日だけ、川俣町の方から派遣されてくるお医者さんがいるという状況だったと思います。

問：それは、事故直前の時点を前提にして、週 3 日程度ということですね。

答：はい。

問：以前はどんな感じだったんでしょう。

答：以前は、常駐してお医者さんがいらっしゃる時期もあったんですが、まるっきりもう診療所が機能していない時期もありました。

以上のように、本件事故前において山木屋診療所が診察を行っていたのは週 3 日に限られていたこと、診療科も内科に限られていたこと等を踏まえると、本件事故前に山木屋地区の住民は医療サービスに関し山木屋診療所以外の川俣町内の医療機関等を適宜利用していたとみられる。そして、山木屋診療所の他に川俣町内の医療機関等を適宜利用するという医療サービスの利用の仕方は、山木屋地区の避難指示解除がなされた後においても本件事故前と同様に可能である。したがって、山木屋地区における医療サービスの提供状況には本件事故に起因する悪化は生じていないといえる。

（3）営農について

川俣町のうち、山木屋地区については国が直轄で除染を実施する除染特別地域とされた。除染特別地域に関しては、環境省が特別地域内除染実施計画

に基づいて除染を実施することとされ、平成29年3月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が完了している。このうち川俣町内の除染特別地域（山木屋地区）については、平成25年3月に面的除染が開始され、農地も含め、同27年12月に除染が完了している（乙B173〔国直轄除染の進捗状況地図〕）

農地の除染を経て、山木屋地区においては、平成24年から同26年までの実証栽培で安全性が確認された上で、一部の水田において平成27年5月、米の出荷に向けた田植えが行われた（乙B182〔環境省・環境再生プラザ_除染活動レポート（平成27年5月24日付）〕）。

また、山木屋地区は、本件事故以前からトルコギキョウのブランド産地として有名であったところ、本件事故後、出荷再開に向けて平成25年度に試験栽培を開始し、市場における品質評価も得て、平成26年度より全農家で栽培が再開され本格栽培が行われるようになり、同年8月に出荷が再開された。山木屋地区における平成30年時点でのトルコギキョウの栽培面積は、同22年の栽培面積の約5割にまで回復していることが報告されている（乙B183〔農林水産省「原子力被災12市町村の営農再開に向けた取組について」令和元年8月〕スライド19）。このほかに、トルコギキョウ以外の花卉類（リンドウ、アンスリウム）の実証栽培や販売、肉用牛や養豚、養鶏、酪農の再開についても報告されている（乙B183〔農林水産省「原子力被災12市町村の営農再開に向けた取組について」令和元年8月〕スライド18）。

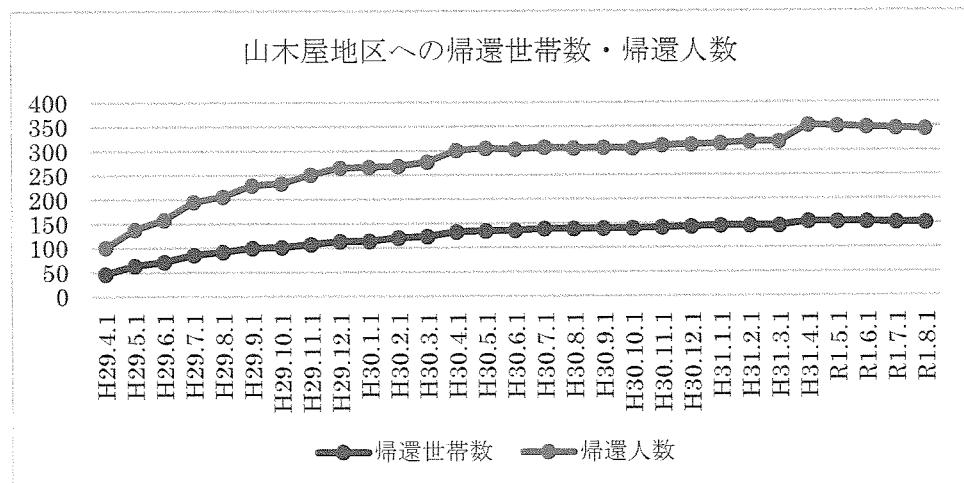
営農の再開に向けては、各種の費用助成等（農地管理、農機具や設備に関する費用助成、種苗や家畜導入の費用助成、農地賃借費用の助成、経営資金の融資等）の枠組みが設けられており（乙B184〔東日本大震災関連金融支援情報〕、乙B185〔避難農業者経営再開支援事業の募集〕）、乙B186〔原子力被災12市町村農業者支援事業及び営農再開支援事業（家畜導入）に係る事務手続きの手引き〕）、農業の再開を望む原告らもこれら費用助成等を利用することが可能である。

なお、被告は農業に係る逸失利益についても賠償を実施しており、仮に原告が営農を再開した場合であってもこれによって得られた収益を控除しない算定により、本件事故から平成28年12月末までの期間については年間逸失利益（期待所得）に基づく賠償を行うほか、平成29年1月以降分として年間逸失利益（期待所得）の3倍相当額の支払いを行っている。（乙B187〔東京電力ホールディングス プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」〕）。本件訴訟の原告らのうち山木屋地区の居住者に関しても、これら農業に係る営業損害（逸失利益）の賠償がなされており、たとえば原告番号91-3が約1億2800万円、同96-1が約1億2000万円、同124-3が約1億円の賠償を受けている。

6 帰還の状況・帰還しない判断の理由等

平成23年3月11日時点における山木屋地区の人口は1259人であった。平成29年3月31日をもって避難指示が解除された後の山木屋地区への帰還世帯数・帰還人数は、以下のグラフのとおり推移している（乙B188）。

避難指示が解除された直後の平成29年4月以降には帰還者が順次増加し、その後は平成30年4月と同31年4月のタイミングで帰還者が増加している（学校等の新年度開始時期に合わせた帰還であると考えられる）。ただし、帰



還者総数は、令和元年（2019年）8月の時点においても、本件事故時点の人口の約3分の1にとどまる。

この点、本件事故時に川俣町山木屋地区に居住していた住民に対する帰還の意向等の調査の結果をまとめた住民意向調査報告書（乙B189〔川俣町住民意向調査報告書〕）によると、本件事故時点において山木屋地区に居住していた者の現在の避難先としては、「川俣町（山木屋地区以外）」が全体の59.6%と最も多く、次いで「福島市」が25.0%となっている。「福島市」に避難先とする者については、若年層の割合が「川俣町（山木屋地区以外）」に比べて高くなっていることが指摘されている（乙B189・13頁）。また、調査時点において山木屋地区に帰還しないと決めている回答者に関し、帰還しない理由としては「避難先の方が生活利便性が高いから」が60.9%と最も多く、ほかにも「避難先で仕事を見つけているから」（19.5%）、「今の環境で子どもの教育を継続させたいから」（17.2%）なども高い割合となっている（乙B189・47～48頁）。

なお、本件事故時に山木屋地区に居住していた者（避難指示の区分によると旧居住制限区域または旧避難指示解除準備区域）に対しては、被告は居住用不動産に対する財物賠償に加えて、住居確保損害（帰還先住居の建替え・修繕費用や移住先住居の再取得費用が居住用不動産に関する財物賠償の賠償金額を超えた場合に、実際に負担した費用と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもの）の賠償を行っている。移住の場合の住居確保損害の賠償上限額の算定においては、宅地に関し、福島県内の都市部で住宅を購入できるよう、福島県内都市部の標準宅地単価と従前の居住地の宅地単価との差を填補する算定方法を採用している。

以上を踏まえると、山木屋地区への帰還が進まない背景には、利便性の高い避難先地域において生活基盤を得たことに基づく避難者各自の判断の結果であるという側面があると考えられる。

この点、本件訴訟においても、山木屋への帰還が進まない理由に関し、原告番号127-1が本人尋問において以下の通り述べている（原告番号127-1本人調書・27頁、裁判所による補充尋問）。

問：若い人たちが山木屋に帰って来ない理由について聞かれて、その山木屋での生活の基盤となる産業がなかなか育たない、それが要は循環して結局どんどん人が減るっていうそういう話があったんですけど、本件事故前山木屋での基盤となる産業っていいますと、どういったものがあったってことになるんですか。

答：農業がメインでした。で、それだけでは生活が難しいんで、若者は結構働きにいきながら自宅から通っていたんですよね…

問：そうすると、先程お話をされていた基盤となる産業というのは農業であって、若い人たちというのは本件事故前は、山木屋の外に働きに出ている人もいたとそういうお話をですか。

答：そうです、はい。

第4 結語

山木屋地区は、本件事故後、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定され、居住者は避難を余儀なくされた。しかし、山木屋地区の住民に対する避難指示は、空間放射線量の状況やインフラの復旧状況を踏まえた自治体との協議を経て、平成29年3月31日をもって解除されており、以後、帰還の上で生活することには支障がなく、現に帰還の上で山木屋地区での生活を再建している方も相当数ある。

この点、被告は、帰還の上で生活を再建することを希望する方や、新たな土地に移住することを選択する方など、様々な立場の方があることを前提に、賠償が個人の判断・行動に影響を与えるべきではないという中間指針等における基本的な考え方立ちつつ、帰還した上で生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような枠組みのもとで賠

償を行っており、具体的には、帰還を希望する場合も移住を希望する場合も、賠償上の取扱いは同一とし、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすること等により、住民の生活再建のための十分な金額を賠償している。

そのような賠償枠組みのもと、避難指示解除後も山木屋地区に帰還せず新たな土地で生活をする選択を行った住民がいることにより、本件事故時との比較において山木屋地区の居住者数や年齢構成に変化が生じたとしても、そのような変化に伴う苦痛について本件事故による損害と評価することは妥当でない。

また、そもそも近隣住民の数やその構成、産業やインフラの状況は不変のものではなく、そのような地域全体の客観的状況が不変であることを期待することはできない。このことは、本書で述べたとおり、川俣町（山木屋地区）の産業や人口、年齢構成等が本件事故以前から長期的な変化の中にあったことからも明らかである。

以上により、避難指示解除後相当帰還経過後も避難先での生活を継続する中で、あるいは帰還後の生活環境が本件事故前と同様でないことにより、精神的苦痛を感じる者があったとしても、そのような苦痛をもって本件事故に起因する損害であると評価することはできない。したがって、被告の公表賠償基準に基づく額を超える損害の発生は認められず、原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

以上